

支えます！皆さまの安心と未来

社会保険労務士は社会保険労務士法に基づいた国家資格者です。

社会保険労務士は人材に関する専門家であり、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者の福祉の向上に資することを目的として業務を行っております。

社会保険労務士は採用から退職までの労働社会保険に関する問題や年金の相談を行うなど、業務は広範囲にわたります。

働き方等に関する悩みは、人を大切に作る企業づくり等の支援をしている私たち社会保険労務士にお任せください。

総合労働相談所（予約面談制）

解雇・賃金・退職金・セクハラ・男女差別・休日・休暇・労働時間・労働災害等、労働問題全般 社会保険労務士が事業主や従業員の抱えるトラブルに対処、個別労働紛争の事前防止や解決のお手伝いをします。

相談日 毎週火・木曜日 / 第1・第3土曜日
10:30～15:50

要予約 TEL: 03-5289-8833

相談の手順

相談申込…相談は面談形式で行います。上記の電話へ事前に相談の申込みをしてください。相談取消の場合も同番号へ連絡してください。

相談日…毎週火、木曜日 / 第1、第3土曜日 10:30～15:50に行います。
(祝祭日はお休みさせていただきます。)

打ち合わせた相談日時に東京都社会保険労務士会総合労働相談所においでください。

「女性相談員の日」のご案内

無料相談窓口「総合労働相談所」の毎月第2木曜日は「女性相談員の日」としており、「女性のみ」のご相談となります。ご利用をお待ちしております。

こんな相談をお受けします。

就労や雇用に関すること

(例) 雇用に関するお悩みについて

定着支援のこと

(例) 雇用決定後のお悩みについて

会社の制度のこと

(例) 勤務のこと、休暇などの労働条件について

社会保険に関すること

(例) 障害年金などについて

まちで見かける障がい者に関するマーク



障がい者のための国際シンボルマーク



身体障害者標識



聴覚障害者標識



ヘルプマーク



耳マーク



ほじょ犬マーク



オストメイトマーク



ハート・プラスマーク



盲人のための国際シンボルマーク

就労支援の4つのステップ

ステップ1 情報把握

1. 障がいの状況 悩みはさまざまです。
2. 就労の状況 障がいのある方や、企業、場合によってはご家族も含め悩みの
3. 社会環境 解決に向けて、背景を伺い、情報
4. 希望、思い 情報を整理します。

ステップ2 問題を明確化

お困りごとや悩みの原因(問題)を整理

お困りごとや悩みを一緒に整理していき、問題はどこにあるのかを考えていきます。

ステップ3 使える制度の確認

問題を解決するための制度や仕組みを確認

一人一人にあった問題解決に役立つ社会保障や制度を見つけていきます。

ステップ4 具体的な解決策の検討

何をすればよいか、できることはなにかを明確化

問題を解決するために何をしたらよいか明確にしたうえで、相談者等が解決できるようにサポートします。